

Ⅲ

平成14年度畜産食品中の残留農薬検査結果

1. はじめに

新しく開発された農薬の増加等を背景に、食品中の残留農薬に関する一層の安全性の確保が求められている。厚生労働省では、従来から食品衛生法に基づき、農産物に残留する農薬の量の限度として残留農薬基準を策定し、農産物の安全性の確保に努めてきたところである。一方畜産食品に関しては、昭和46年6月、牛乳についてBHC、DDT及びディルドリンの暫定的な基準値を設定したほか、また輸入牛肉よりディルドリンが検出されたことを受け、昭和62年8月、輸入食肉についてDDT、ディルドリン、ヘプタクロールの暫定的な基準値を設定し、引き続き残留実態を把握しているところである。また、平成4年度から残留性の高い農薬等を選定し、国立医薬品食品衛生研究所食品部を中心に地方衛生研究所及び指定検査機関に対し畜産食品中の残留農薬調査を依頼し、当該農薬の残留実態を把握しているところである。

DDT、ディルドリン、ヘプタクロールの畜産食品中のモニタリング検査結果については、これまでインターネット等を通じて公表してきたところであるが、今般、平成14年度の畜産食品中の残留農薬検査結果として、上記モニタリング検査及び残留実態調査の結果を取りまとめたので報告する。

2. 集計方法

平成14年度に実施された畜産食品中の残留農薬検査結果として、①地方公共団体が実施したモニタリング検査結果、②検疫所が実施したモニタリング検査結果、③残留性の高い農薬等を対象とした実態調査の3つを併せて集計した。

① 地方公共団体が実施したモニタリング検査結果

平成14年3月29日付け食監発第0329004号「平成14年度畜水産食品の残留有害物質モニタリング検査の実施について」に基づき、各地方公共団体が実施したモニタリング検査の結果を用いた。

② 検疫所が実施したモニタリング検査結果

平成14年3月29日付け食監発第0329005号「平成14年度輸入食品等モニタリング検査の実施について」に基づき、各検疫所が実施したモニタリング検査の結果を用いた。

③ 畜産食品中の残留農薬実態調査結果

厚生労働省においては、従来から残留性の高い農薬等の畜産食品中の残留状況を把握するため、地方衛生研究所等の協力を得て残留農薬実態調査を実施している。平成14年度は、次の2機関において調査を実施した。

東京都立衛生研究所、愛知県衛生研究所

3. 検査対象農薬及び食品

① 検査対象農薬

BHC、DDT、EPN、HCB、アルドリン、エンドスルファン、エンドリン、カルバリル、クロルデン、クロルピリホス、クロルピリホスメチル、クロルフェンビンホス、クロルプロファム、ジクロルボス、ジコホール、シペルメトリン、ダイアジノン、ディルドリン、デルタメトリン、テルブホス、トリアゾホス、ピリミホスメチル、フェナミホス、フェニトロチオン、フェノブカルブ、フェンチオン、フェンバレレート、フルシトリネート、プロフェノホス、ヘプタクロル、ペルメトリン、ホスメット、メチダチオン
全 33 農薬

② 検査対象食品

牛肉、豚肉、鶏肉、牛乳、鶏卵

4. 調査結果

平成 14 年度の集計結果の総括を表 1 に示した。集計の対象となった平成 14 年度の畜産食品中の残留農薬検査件数は 3,321 件であった。また、何らかの農薬が検出されたものは 22 件 (0.66%) であり、暫定基準値が設定されているものであって、その基準値を超えたものはなかった。

5. 考 察

それぞれの食品について検出された農薬の最大値は、DDT で 0.01ppm (牛肉)、0.08ppm (鶏肉)、ディルドリンで 0.01ppm (鶏肉)、ヘキサクロロベンゼンで 0.005ppm (牛肉、鶏肉) であった。DDT 及びディルドリンの食肉に対する暫定基準値は、DDT で 5ppm、ディルドリンで 0.2ppm であり、今回、検出された値は暫定基準を大きく下回っていることから、食肉の安全性については問題がないと判断された。一方、ヘキサクロロベンゼンについては、当該物質の暫定基準値は設定されておらず、また国内ではADIが評価されていない。しかしながら、米国における評価で、RfD (Reference Dose : 参照用量。米国環境保護庁においては、acceptable (許容される) という非科学的な意味あ

いを避けるため、A D I の代わりに R f D という文言を用いることとしている。) を 0.0008mg/kg 体重/日と設定していることから、この値を用いて A D I 比を算出した。その結果、牛肉で 0.67%、鶏肉で 0.24%であった。これは、今回検出された最高濃度に汚染された牛肉を、毎日一生涯 8.5kg ずつ食べた場合に A D I に達する量である。暫定基準値が設定されていないヘキサクロロベンゼンについても、予想される摂取量が A D I に比べて十分に低いことから、健康に影響を与えるものとは考えられない。

6. ま と め

本検査により、残留農薬暫定基準値を超えなかったこと、暫定基準値のない畜産食品については、農薬対 A D I 比が 1%未満であることから、現状で畜産物に残留する農薬に関して安全上の問題はないと考えられる。

表1 平成14年度総括表

	国産・輸入	検査数	検出数		基準を超える件数	
			件	%	件	%
基準が設定されているもの	国産品	1,593	11	0.69	0	
	輸入品	76	6	7.89	0	
	合計	1,669	17	1.02	0	
基準が設定されていないもの	国産品	1,101	2	0.18		
	輸入品	551	3	0.54		
	合計	1,652	5	0.30		
総合計	国産品	2,694	13	0.48		
	輸入品	627	9	1.44		
	合計	3,321	22	0.66		

表2 平成13年度総括表

	国産・輸入	検査数	検出数		基準を超える件数	
			件	%	件	%
基準が設定されているもの	国産品	578	2	0.35	0	
	輸入品	75	0		0	
	合計	653	2	0.31	0	
基準が設定されていないもの	国産品	2,414	3	0.12		
	輸入品	798	2	0.25		
	合計	3,212	5	0.16		
総合計	国産品	2,992	5	0.17		
	輸入品	873	2	0.23		
	合計	3,865	7	0.18		

※平成13年度の結果については、牛の筋肉及び乳に暫定基準値が設定されているものとして集計を行っている。

しかしながら平成14年度集計分から、国内における監視体制の実態等に鑑み、牛肉に限らず、食肉全体に暫定基準値が設定されているものとして集計した。